平成２６年（フ）第３３２１号
東京都杉並区今川４丁目22―14―311
破産者　佐藤　正興
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３３２号
東京都三鷹市深大寺３丁目18―18―201
破産者　平　　徹
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３４７号
東京都八王子市元八王子町２丁目1086―１―105
破産者　鈴木　　智
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３８４号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23―８―302
破産者　米谷　早織
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３８８号
千葉県市川市二俣１丁目２番４―301
破産者　関橋　一徳
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７号
東京都江戸川区東葛西１丁目１番14号
破産者　株式会社楽チン
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８１３号
千葉県八街市東吉田557―２、開始決定時の住所千葉県八街市東吉田558―６
破産者　相沢　　洋(開始決定時の氏名菊地洋)
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２２０号
東京都港区浜松町１丁目18番11号　イマスオフィス浜松町、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目27番20号
破産者　株式会社エフ・データクリエイション
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２２１号
東京都港区浜松町１丁目18番11号　イマスオフィス浜松町、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目27番20号
破産者　株式会社ドゥーズ
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５８号
東京都清瀬市梅園２丁目６番２―202号
破産者　西川宏太郎
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９５９号
東京都清瀬市梅園２丁目６番２―202号
破産者　西川　久子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３号
神奈川県厚木市岡田3050
破産者　株式会社ハイフォレスト
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４８号
岐阜県中津川市千旦林１番地の58
破産者　幸脇　光夫
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１４９号
岐阜県中津川市千旦林１番地の58
破産者　幸脇佐和子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２９号
岐阜県下呂市森2586番地
破産者　有限会社下呂グリーンゴルフ
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
滋賀県彦根市佐和山町字通り道110番地１
破産者　東洋ハイテック株式会社
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１９号
滋賀県近江八幡市上野町67番地の61
破産者　有限会社五州商事
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５４２３号
大阪府東大阪市森河内東２丁目９番15号
破産者　株式会社岩田建装
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９号
大阪市鶴見区浜２丁目３番47号
破産者　株式会社良史屋
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３７号
大阪府吹田市岸部南３丁目30番１―301号
破産者　小野原車輌株式会社
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１２号
大阪府松原市別所３丁目９番１号
破産者　株式会社マツムラ
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３５７号
北海道恵庭市恵み野西１丁目24番地５
破産者　有限会社ヘアーセレクション
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部